

別紙

諮問第1140号

答 申

1 審査会の結論

「麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」
外2件を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表における開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月20日付けで行った同表における非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び反論書並びに意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 審査請求書

薬物に関する犯罪捜査は厚生労働省、都道府県、海上保安庁等において実施されているが、これらの捜査機関が行う捜査は他の事件の犯罪捜査と著しく異なるため、都民（国民）がその適切な執行を監視する必要がある。

請求件名2については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）56条1項の年度別該当者の人数及び同条2項の年度別人数については、過年度において集計されたものの開示請求である。これは今後の捜査に影響しないことから全部開示の対象となる。

請求件名3については、法59条1号後段の、法56条1項に要する費用の年度別件数及び支弁額については、過年度において集計されたものの開示請求である。これ

は今後の捜査に影響しないことから全部開示の対象となる。

イ 反論書

この情報開示請求は、法54条2項に規定する東京都知事から麻薬取締員を命ぜられた者のうち、法56条1項に該当する者の年度別の人数の開示請求と同条2項に該当する者の年度別人数の開示請求（請求件名2）である。

また、法59条1号後段の、同法56条1項の規定により都の区域外において麻薬取締員が行う職務に直接要する費用の、年度ごと、都道府県別の件数及び支弁額の開示請求（請求件名3）であるが、非開示決定となっている。開示しない根拠は条例7条4号である。

法56条1項は、厚生労働大臣（以下「大臣」という。）が都道府県知事（以下「知事」という。）に対し、知事が任命した「麻薬捜査員を麻薬捜査官に協力させるべきことを求めることができる。」として規定したものである。これに該当した麻薬捜査員は捜査に必要な範囲において、大臣の指揮監督を受けるものである。また、同条2項は、東京都知事が大臣に対し「麻薬取締官の協力を申請することができる。」とした規定であるが、これは単に厚生労働省に属する麻薬捜査官への協力・要請であり、捜査に必要な範囲において指揮監督するのはあくまで大臣である。

また、法59条1号後段は、大臣が麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべき求めを行った場合に、その費用の支弁を都道府県が行うことを規定したものである。ただし、この場合も都道府県の麻薬取締員の指揮監督を行うのは大臣である。都道府県はその費用を支弁するだけである。

条例7条4号には「公にすることにより…公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認める…相当の理由がある情報」とあるが、この実施機関とは条例2条に規定する実施機関のことである。

これらを整理すると、対象となる条文では、①法56条1項：指揮監督は大臣、②法56条2項：指揮監督は大臣、③法59条1号後段：都は①の費用を支弁するだけになっており、①の指揮監督は大臣であり、①～③関連で東京都知事が捜査の指揮監督をすることはないことから、東京都知事は条例2条1項に規定する実施機関とはならない。

よって、東京都知事が平成29年11月20日付けで行った非開示決定における条例7

条4号の適用は間違っており、この部分の非開示決定は無効である。

ウ 意見書

請求件名2については、実施機関は弁明書において、「(1) 麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の年度別該当者の人数及び(2) 同条第2項の年度別人数については、過年度において集計されたもの」とあるところ、都では年度別にこれらの人数を集計しておらず、該当する文書を取得または作成していないため、事実ではない旨主張しており、個別案件ごとの「麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」及び「麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項に基づく麻薬取締官の協力について」を対象公文書としたが、これらの文書には条例7条4号(犯罪の予防・捜査等情報)に該当する内容が含まれていることから全部開示することができない旨反論している。

この点について、処分庁である東京都知事から提出された理由説明書では、これらの非開示の根拠を条例7条4号(犯罪の予防・捜査等情報)としているが、請求件名2においては、どこにも犯罪の予防・鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるものは含まれていない。処分庁は、審査請求書における「集計されたもの」の文言に着目し、弁明書において「東京都では年度別にこれらの人数を集計しておらず、該当する文書を取得又は作成していない」とし、法56条の個別案件ごとの対象公文書として本件を位置付け、それは条例7条4号により全部開示することができないとしている。

処分庁からの弁明書に対する反論のとおり、実施機関としての東京都知事は、法56条1項及び同2項において、指揮監督する権限がないことから行政処分としての非開示決定はできないので無効である。

また、請求件名2は、国が定めた法56条1項及び2項に対し、東京都が取得又は作成した情報の開示を請求しているものであり、それらには関連する公文書は必ず取得又は作成されていなければならない。なぜなら、東京都知事は、法56条1項において、麻薬取締員を大臣の指揮監督の下に麻薬捜査官に協力させること、同条2項において、大臣に対して麻薬捜査官の協力を申請することができるとなっている。

これらについては、辞令の交付や協力の申請等において公文書を取得又は作成していなければならない。また、それに関連する公文書も取得又は作成されている可

能性もある。特定できる日時や個人名等の個別情報や個人情報とは非開示であると考えられるが、しかし、過年度における本件に関する公文書のうち開示できる公文書は必ず取得又は作成されているはずである。この部分の公文書の開示を求める。

請求件名3については、法59条1号後段に規定する都道府県が支弁する費用のうち、法56条1項の規定により当該都道府県の区域外において麻薬取締官が行う職務に直接要する費用について開示を求めたものである。

この費用については、当然都の予算（税金）が支弁の原資となっているので、都議会で可決された各年度の予算の中に含まれるものであることから、その予算の執行及び決算についての公文書は必ず存在する。

このことについて、弁明書では、「法59条1号後段の、同法56条1項に要する費用の年度別件数及び支弁額については、過年度において集計されたもの」とあるところ、都では麻薬取締員に要する費用を年度別に件数及び支弁額を集計しておらず、該当する文書を取得又は作成していないため事実ではない旨主張しており、該当する公文書を取得又は作成していないとしているのは、悪意のある誤認である。

さらに、弁明書において「個別案件ごとの『捜査協力に伴う管外出張について』を対象公文書としたが、…（以下省略）」として、開示請求の内容の範囲を変えた上で、その文書は条例7条4号により全部開示することはできないとしている。

都民が行う東京都の予算及び決算に関する開示請求は、基本的には開示されなければならない。国が定めた法律、「麻薬及び向精神薬取締法」に規定されている都道府県が支出する予算及び決算については、それに関係する各担当部署が各年度に対応する資料を取得又は作成するのは当たり前のことである。都の予算及び決算との関係を考慮した上で、関係する公文書の開示を求める。

なお、都の予算及び決算に関する情報の開示請求については、条例7条4項の規定は適用されないものと思料する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

弁明書及び理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 弁明書

請求件名2については、審査請求書において「(1) 麻薬及び向精神薬取締法第56

条第1項の年度別該当者の人数及び(2)同条第2項の年度別人数については、過年度において集計されたもの」とあるところ、都では年度別にこれらの人数を集計しておらず、該当する文書を取得又は作成していないため、事実ではない。

そのため、個別案件ごとの「麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」及び「麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項に基づく麻薬取締官の協力について」を対象公文書としたが、これらの文書には条例7条4号(犯罪の予防・捜査等情報)に該当する内容が含まれていることから全部開示することができない。

請求件名3については、審査請求書において「麻薬及び向精神薬取締法第59条第1号後段の、同法56条第1項に要する費用の年度別件数及び支弁額については、過年度において集計されたもの」とあるところ、都では麻薬取締員に要する費用を年度別に件数及び支弁額を集計しておらず、該当する文書を取得又は作成していないため、事実ではない。

そのため、個別案件ごとの「捜査協力に伴う管外出張について」を対象公文書としたが、この文書には条例7条4号(犯罪の予防・捜査等情報)に該当する内容が含まれていることから、全部開示することはできない。

(2) 理由説明書

ア 本処分は、条例7条4号及び8条の規定に基づき行われたものである。

イ 法は、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的として定められている。麻薬の取締りに関する事務は、技術的な問題を含んでいるため、これに従事する職員は、専門的な知識を必要とされることから、法54条では、麻薬取締りに従事する職員を置くことを定め、東京都においては麻薬取締員を任命している。

ウ 麻薬取締員は、法54条2項に基づき都道府県職員のうちから任命され、法、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する

法律（平成3年法律第94号）に違反する罪若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に違反する罪（医薬品医療機器等法83条の9、84条25号（医薬品医療機器等法第76条の7第1項及び第2項の規定に係る部分に限る。）及び26号、85条6号、9号及び10号、86条1項23号及び24号並びに87条13号（医薬品医療機器等法76条の8第1項の規定に係る部分に限る。）及び15号（以下この項において「83条の9等の規定」という。）並びに90条（83条の9等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治40年法律第45号）2編14章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員として職務を執行することとなっている。

エ また、法56条は、特定の事件について捜査上特に必要がある場合に、麻薬取締官（法54条に基づき国が任命する者）及び麻薬取締員が相互に協力を求める場合に関する規定である。同条1項は、大臣が捜査上特に必要があると認められる場合に、特定の事件に関して、知事の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求める場合の規定であり、同条2項は、知事が捜査上特に必要があると認められる場合に、特定の事件に関して、麻薬取締官の協力を申請する場合の規定である。

麻薬取締官と麻薬取締員は、それぞれ、司法警察員として麻薬等に関する犯罪について捜査に従事するが、その職務執行上相互に協力しなければならない場合があるため、捜査上特に必要があると認めるときは、法56条1項及び2項で両者の協力を求めることができる旨を明確にしているものである。

オ 「麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」は、法56条1項に基づき、特定の事件に関して大臣から東京都知事に対して協力要請があったことから作成され、「麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」は、同条2項に基づき、特定の事件に関して東京都知事から大臣に協力要請を行う必要が認められたため作成され、「捜査協力の伴う管外出張について」は、個別の案件で捜査協力の伴い管外出張を行ったことについて作成されたものである。

これらの文書には、特定の事件に関する国と都との協力内容にかかわる手法、技

術、体制等の具体的な内容が記載されており、公にすることにより、犯罪の捜査が阻害される可能性があるなど、今後の業務に支障を及ぼす情報であり、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月26日	諮問
令和 元年10月 4日	新規概要説明（第202回第二部会）
令和 元年10月 7日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月30日	審議（第203回第二部会）
令和 元年11月22日	審議（第204回第二部会）
令和 元年11月25日	審査請求人から意見書收受
令和 元年12月23日	審議（第205回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第206回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 麻薬取締官及び麻薬取締員について

法54条は、麻薬取締りに従事する職員を置くことを定めている。同条1項は、厚生労働省に麻薬取締官を置き、厚生労働省の職員のうちから大臣が命ずる旨規定さ

れ、同条2項は、知事が当該都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずる旨規定されている。

また、法56条は、捜査上、特に必要があると認めるときにおける特定の事案に関する麻薬取締官と麻薬取締員の協力について定めている。同条1項は、大臣が知事に対し、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させることを求めることができる旨規定され、同条2項は、知事が大臣に対し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局に属する麻薬取締官の協力を申請することができる旨規定されている。

イ 都道府県の支弁について

法59条は、法54条2項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用及び法56条1項の規定により当該都道府県の区域外において麻薬取締員が行う職務に直接要する費用等について、都道府県が支弁する旨規定がある。

ウ 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求における各請求件名に対して、開示決定、非開示決定及び一部開示決定を行った。

このうち、別表における請求件名1については別途開示決定を行っており（審査請求対象外）、同表における請求件名2及び3について、「麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」（以下「本件対象公文書1」という。）、「麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項の規定に基づく麻薬取締員の協力について」（以下「本件対象公文書2」という。）及び「捜査協力の伴う管外出張について」（以下「本件対象公文書3」という。）をそれぞれ対象公文書として特定し、条例7条4号に該当することを理由として、その全部について非開示とする決定（以下「本件非開示決定」という。）を行った。

なお、実施機関は、同表における請求件名4については対象公文書4及び5をそれぞれ対象公文書とする一部開示決定を別途行った（別途、諮問第1141号において審議）。

エ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件対象公文書の非開示情報該当性について

(ア) 本件対象公文書1及び2について

実施機関の説明によると、本件対象公文書1及び2は、法56条に基づき、麻薬取締りに係る特定の事件について、大臣と東京都知事の間で相互に協力要請があったことから作成された文書であるとのことである。

審査会が本件対象公文書1及び2を見分したところ、本件非開示情報には、協力要請を行った行政機関等、年月日、特定の事件に関する詳細並びに協力を要請された麻薬取締官及び麻薬取締員に関する個別具体的な内容に関する記載が確認された。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報を公にすると、実際に大臣が東京都知事に対して協力要請を行った事件及び東京都知事が大臣に協力要請を行う必要が認められた事件に関する麻薬取締官及び麻薬取締員の協力体制が明らかにされ、今後の同種の事件に関する犯罪の捜査が阻害される可能性があるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件対象公文書1及び2は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件対象公文書3について

実施機関の説明によると、本件対象公文書3は、法56条に基づき、麻薬取締りに関する個別の案件で捜査協力に伴い管外出張した際に作成された文書であるとのことである。

審査会が本件対象公文書3を見分したところ、本件非開示情報には、協力要請を行った行政機関等、年月日、特定の事件に関する詳細並びに協力を要請された麻薬取締官及び麻薬取締員に関する個別具体的な内容に加え、支弁した金額及びその内訳に関する記載が確認された。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報を公にすると、実際に個別の案件で捜査協力があった特定の事件の管外出張に関する支弁額の内訳やこれに関連する捜査体制が明らかにされ、今後の同種の事件に関する犯罪の捜査が阻害される可能性があるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件対象公文書3は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

開示請求		決定種別	対象公文書	
1	請求件名			
1	<p>麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員の国籍等について</p> <p>(1) 平成24年度から平成28年度までの間に第54条第2項の規定により都知事から麻薬取締員を命ぜられた者の数(年度別の数)</p> <p>(2) 平成24年度から平成28年度の間第54条第2項の規定により麻薬取締員を命ぜられた者のうち、次の事項に該当する者の数等</p> <p>①外国籍の者(年度別、国籍別の数)</p> <p>②重国籍である者(年度別、重複する外国籍別の数)</p> <p>③帰化者である者(年度別、帰化前の国籍別の数)</p>	開示	-	-
	<p>(1) 麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項の規定により東京都知事から麻薬取締員を命ぜられた者のうち、同法第56条第1項に該当する者の平成24年から平成28年度までの間の年度別の人数</p> <p>(2) 麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項の規定により東京都知事が厚生労働大臣に協力を申請した麻薬捜査官の平成24年度から平成28年度までの年度別の人数</p>	非開示	1	麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について
			2	麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項の規定に基づく麻薬取締官の協力について

1	3	<p>(1) 麻薬及び向精神薬取締法第59条第1号前段の、第54条第2項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用のうち、支弁の原資が税金（国税及び地方税）以外のものは存在するか。存在する場合は、平成24年度から平成28年度までの間の年度別、費目別の金額</p> <p>(2) 麻薬及び向精神薬取締法第59条第1号後段の、同法第56条第1項の規定により、都の区域外において麻薬取締員が行う職務に直接要する費用の、平成24年度から平成28年度までの間の年度別、道府県別の件数及び支弁額</p>		3	捜査協力に伴う管外出張について
	4	<p>(1) 刑事訴訟法上司法警察員たる麻薬取締員が職務を行うに当たり、従うべき基準、規則、要領等</p> <p>(2) 被疑者の容疑を確定させるために行われる各種検査（血液検査、尿検査、毛髪、爪、その他）の種類及びその分析方法等</p> <p>(3) 刑事訴訟法第223条第1項の規定により、被疑者以外の者の取調又は鑑識若しくは嘱託等により薬物捜査上の被疑者となる場合の基準、規則等</p> <p>(4) 薬物捜査により被疑事実が認められない場合、被疑者に対し、どのような手続がとられるのか</p>	一部開示	4	東京都麻薬取締員の取調べに関する要綱
				5	東京都麻薬取締員の〇〇に関する要領